

第5節 優良農地の確保と有効利用の促進

(耕地面積は引き続き減少)

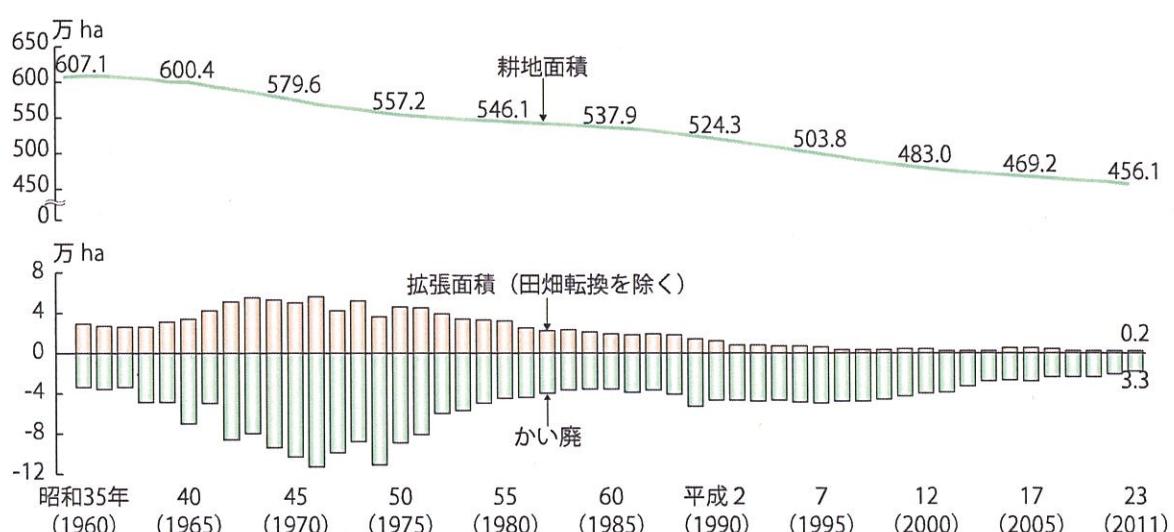
農地は、食料の安定供給にとって不可欠な資源であるとともに、農業生産が行われることで多面的機能が発揮されていることから、国民の貴重な財産として守られるべきものです。

しかしながら、耕地面積は、工場用地、道路、宅地等への転用や耕作放棄によるかい廢¹のため減少傾向にあり、平成23（2011）年においては、前年に比べて3万2千ha減少し、456万1千haとなりました（図3-41）。近年、かい廢は減少傾向にあるため、耕地面積の減少幅は、平成20（2008）年の2万3千ha、平成21（2009）年の1万9千ha、平成22（2010）年の1万6千haと年々縮小していましたが、平成23（2011）年は東日本大震災を含む自然災害の影響もあり拡大しました。

このような中、基本計画においては、平成32（2020）年に確保される耕地面積を461万haと見込んでおり、「平成21年に農地法等を改正し、農地について権利を有する者の責務として「農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨の明確化、転用規制の厳格化等を措置したところであり、この制度を適切に運用することにより、食料自給率向上の基礎となる農地の確保や有効利用を着実に推進する」としています。

改正農地法においては、従来は許可が必要であった国または都道府県による学校、病院等の公共施設の設置のための農地転用について、新たに都道府県知事（農地が4haを超える場合は農林水産大臣）に協議することとし、協議が成立すれば許可があったとみなす法定協議制度が導入されました。また、違反転用に対する罰則を強化し、法人が転用違反した場合に課される罰金を300万円以下から1億円以下に引き上げるなどの措置を講じたところです。こうした措置の適正な実施を確保するため、地方公共団体を対象とした各種説明会の開催や研修等を通じて、制度の適切な運用の周知徹底を図るとともに、転用許可事務の実態調査を行うこととしています。

図3-41 耕地面積等の推移



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注：拡張面積及びかい廢面積は、共に田畠転換を除く。

1 田・畠が他の地目に転換し、作物の栽培が困難となった状態をいい、自然災害、工業・商業・住宅用地への転用等によって生じる。